

実務家教員の役割

— 私の経験から —

森 田 明

(本法学研究科教授)

1 はじめに

(1) 本稿の趣旨

実務家教員とは、実務に携わりながら、専任教員として教育に従事する者をいう。

法科大学院には、おおむね2割以上の実務家教員を置くこととされ¹⁾、どの法科大学院でも相当数の実務家教員をおいているが、その実数や教員中での比率も、待遇も、学校にどれだけ深くかかわるかもさまざまである。本学の教員の中でさえ、どのような形で学校にかかわるかは人により相当な違いがある。

法科大学院における実務家教員の位置付けは、いまだ流動的であり、各校での実情を十分踏まえたうえで今後のあり方を論ずるべきだろう。実務家教員の待遇等については日弁連によるアンケート調査もあるが、それだけではある教員の置かれている環境が明らかになるものではない。

そこで、ここでは実務家教員のあり方に関する議論の前提となる情報を提供する意味で、私がこの7年間、本学の実務家教員としてどのようなことをしてきたかを備忘録的に回顧することを試みる。私の場合はやや特異な例かもしれないが、逆に「普通の例」というものもなさそうなので、これが実務家教員の実態を知っていただく手がかりになれば幸いである。

(本稿では西暦表記とし、「2009年」を「09年」のように略記する。また、氏名は原則敬称略とさせていただく。)

(2) 神奈川大学法科大学院における実務家

教員の構成

本学法科大学院の教員構成は、当初は14名、09年度からは15名となった。その中で実務家教員は専任が1名、みなし専任が3名の計4名で構成されている。専任は週3日の授業、みなし専任は週2日の授業が想定されており、それに見合っただけ給与も異なるが、本学では実際にはみなし専任の授業の負担も重く、反面長年勤務する場合は給与も上がることから実際には大きな違いはなくなりつつある。

本学の実務家教員の推移は下記のとおりである。

① 1期 (04から06年)

☆鈴木繫次 (18期, 元判事)
永野義一 (22期, 元検事)
間部俊明 (31期)
森田 明 (34期)

② 2期 (07から09年)

☆仁平正夫 (30期, 元判事)
高橋理一郎 (29期)
間部俊明 (31期)
森田 明 (34期)

③ 3期 (10年から)

☆仁平正夫 (30期, 元判事)
森田 明 (34期)
鈴木義仁 (38期)
澤田久代 (47期)

* ☆は専任、他はみなし専任

* 期は修習の期を言う。例えば04年4月時点で34期は実務経験満22年になる。

*永野は第一東京弁護士会、他の者は横浜弁護士会所属の弁護士である。

*全員教授であり准教授はいない。

本学の特色として、4名の実務家教員で数多くの科目を担当していることがある。法律基本科目の演習は、原則として実務家教員と研究者教員がペアで担当することになっている。その数だけで12科目24コマにのぼる(単純に割ると1人6コマとなる)。そのほかに、実務基礎科目のいずれかと、各自の得意とする取扱分野に応じた展開・先端科目をも原則として担当することになっている²⁾。

また、当初は経験年数が多い者に偏りがちであった。1期目、2期目のメンバーはいずれも優に法曹経験20年を超える者ばかりである。この点、3期目で澤田弁護士が加わったことで世代構成とジェンダーバランスの是正が若干実現した。

本学の実務家教員の負担が過重であることは開学時に文部科学省からも指摘されており、改善が求められているが、4名体制を維持する以上、有効な改善は困難である。コストの総額を維持しつつ、みなし専任教員を増やすことで個々人の負担を軽減する案(専任2名みなし専任4名とする案など)も検討したが、良い方策は見つけられずにいる。

(3) 教員になるにあたっての心積もり

私は法科大学院が始まった04年度から教員になったため、何をどう教えるのかは手探りであったし、教員という立場自体経験がなかったため、自分に向いているか自信がなかった。実際やってみると、法科大学院生が実務家教員に対しては過分の敬意を払ってくれることにも助けられ、大変やりがいのある楽しい仕事として取り組むことができています。

教員になるにあたっては、私は優秀でも器用でもないで、弁護士としての業務は最小限に減らし、教員としての業務を優先させることに割りきった。かつ、教員としての業務は義務としてやるべきことだけでなく、可能なことには

できるだけ取り組むようにした。1期目の教員の中では私が最も若く、雑務的なことは自分がやるのであろうという認識があったからでもある。

2 実務家教員としてやってきたこと(学内関係)

(1) 就任前のかかわり

私がどういういきさつでいつごろ本学の法科大学院に来ることに決まったのかは、実はよく覚えていない。少なくとも03年度より前の時点で「内内定」程度には決まっていたように思う。03年度の1年間、月1回位法科大学院設立準備に向けての打ち合わせ会議があり、横浜弁護士会法科大学院検討特別委員会の委員数名と共に実務家教員候補として神大法学部の会議室に恐る恐る伺って参加した。準備段階から議論に加わることができたのはよかったと思う。

03年度前期には、学校や授業のやり方に慣れる意味もあって、法学部の法律学特講という授業を教員予定者ら数名で担当した。これはよい経験になった。

(2) 法科大学院の中での取り組み

① 授業

私の現在の担当科目は、

実務基礎科目として、法曹倫理、自治行政リーガルクリニック

法律基礎科目の演習として、公法演習Ⅱ(行政法、2コマ)、民事法演習Ⅲ(損害賠償法、2コマ)

展開・先端科目として、医事法、情報公開法制

である。リーガルクリニックと演習科目は研究者教員と共同で担当する。

10年度では、前期に法曹倫理、情報公開法制、公法演習Ⅱ、後期に医事法、民事法演習Ⅲ、通年(月1回程度の相談等)でリーガルクリニック、という配分になっている。リーガルクリニックを1コマとすると、年間計6科目8コマをこなしていることになり、みなし専任としては、他校に比べて担当科目が多いといえよう。

授業の内容等について述べたいことも多々あるが、それは別の機会に譲る³⁾。

授業以外の、おそらくあまり知られていない教員業務について紹介するのが本稿の主眼である。

② 法務研究科委員会（教授会）など

学部でいう教授会のことを、法科大学院すなわち大学院法務研究科の場合、法務研究科委員会という（法務研究科委員長が法科大学院の長である）。

ここは基本的な意思決定の場であり、原則月1回、第3水曜日の午後におこなう。研究者教員も実務家教員も対等の立場で参加する。学校によっては、「客員教授」などとして、教授会に出席を要しない実務家教員をおくところもあるようだが、本学では、教授会への出席義務のない実務家教員はいない。私についていえば、諸般の事情で遅刻、早退することはあったが、教授会をまるまる欠席したのは7年間で数回程度である。ただ、教授会の日程はほぼ年間決まっているものの、何回かは変則的な日程になることがある。その場合の連絡が学外での仕事もしている実務家教員の感覚からすると、不徹底だったり唐突だったりする印象があり、そのために実務家教員が欠席を余儀なくされる場合もある。この辺は配慮が欲しいところであるが、いろいろな事情から徹底できていない。

教授会では、3時間前後かけて、形式的、実質的なさまざまな議題をこなす。全学的な規則の改正など実務家教員にとってはわかりにくい議題もあり、当初戸惑いもあったが、実務家教員も学内の仕事が多いだけに言うべきことはしておく必要もあり、決して「お客さん」にはなっていない。

関連して述べると、08、09年度は丸山委員長のもとで運営委員を担当することになった。運営委員は2名おり、委員長の補佐役で、研究科委員会の1週間前に運営委員会を開催して議題の整理等を行うほか、緊急の問題に対応する。また、なってから知ったが、委員長不在の場合

には委員長代行の役割もある。運営委員の中では私のほうが年長のため、場合によっては委員長代行となるおそれもあったが、この時期丸山委員長は海外渡航も自重ぎみで、そのようなことにはならなかった。

運営委員は、全学的な役職にもつく。大学院委員会の委員となり、他に奨学生選考委員会の委員を引き受けることになった。運営委員をしてみても、大学の仕組みが巨大で複雑なものであることを垣間見ることができた。また、多くの職員の力により支えられていることも実感した。

③ 学校関係の年中行事

教員をしていると、季節の移り変わりを感じる。その折々の定例行事が繰り返されるためである。これは弁護士にはあまりない感覚である。

教員として参加あるいは主催する、年間の公式及び非公式行事を紹介する。

4月 入学関係行事として、新入生と教員との顔合わせ、クラス別懇談会、新入生歓迎会（在学生・教員全体）などが2日にわたり行われる。

5月 新司法試験が第3週に行われる。その後、個人的に受験生を慰労する会をもち、出題傾向なども聞く。6月はじめに択一試験の合否の通知があるので、その前にすべきか後にすべきかも気を使うところである。

6月 このころ新入生の実務家教員の事務所への訪問をセットし、新入生に実務の雰囲気を知ってもらう機会とする。私自身は2、3回受け入れ、新入生の大部分と親しくなる機会になっている。他の実務家教員にも1回ずつお願いしている。

7月 後半に期末試験、その後採点、成績評価をすることになる。

8月 10年から夏季入試を実施することになった。8月後半に筆記、面接の試験を行う。

9月 9月はじめに、登記実習がありその報告会、懇親会がもたれる⁴⁾。

9月の第2木曜日は新司法試験の発表日である。発表当日は特に決めてあるわけで

はないが、授業がなくとも夕刻には学校に行く。そこで合格者を確認し、「祝杯」を挙げることになる。合格者自身は、家族や恋人やらと感涙に咽ぶのが優先だが、やがて何人かはばらばらと集まってくる。合格者がその場にいてもいなくても、長年の教育の成果が明らかになるときであるし、宝くじの発表的な高揚感もあり、法科大学院の教員としてもっとも待ち遠しい日である。

そして9月中旬に合格者祝賀会を行う。来賓を招いた公式の祝賀会の後、法科大学院棟内で在学生を交えた懇談がいつ果てるともなく続くのが恒例である。

その後合格できなかった卒業生のために残念会を持ったり、合格者が受験生にアドバイスする会を企画したり財政支援したりすることもある。

10月 このころ神大法曹会（後述）の総会がある。合格者の修習が始まる前に行うことが定着してきた。私は教員側の法曹会担当者のようになっていたので、これにも毎回参加している。

10月には秋季入試を行う。これがメインの入試である。

12月 法科大学院自体のことではないが、司法修習生の修了試験である2回試験が実施、発表される。本学卒業生の合格者ではこれまで2回試験に落第した者はいないが、少し緊張して結果報告を待つ。

1月 下旬に期末試験。そして採点、成績評価が2月上旬までかかる。

はじめの数年は、期末試験終了日に「大感謝祭」なる飲み会が学生により企画されていた。教員にちなんだクイズなどなかなか擬った内容で神大の校風を象徴するものであった。教員はこれにカンパしたり賞品を提供したりして協力した。しかし試験期間中に準備をすることの大変さと実際に期末試験で単位を落とす人が少なくない状況

になったので、近年は行われていない。教員が「感謝」されなくなったための中止ではないと信じた。

06年から、1月最後の土曜日に、新入生向けガイダンスを実施している。秋季入試で合格したまま4月まで放置するのは良くないのでせめて顔合わせの機会を持つ、ということではじまった。私が提唱者の一人だったので、初回は「実務家教員の役割」といった講演を担当し、以後実務家教員が順に講演をしている。私は毎年司会をやり続けている。

3月 本学のエクスターンシップは当初は3年の9月上旬、現在は2年の授業を終えた3月上旬に5日間で開催している。エクスターンシップは私の担当科目ではないが、私と同じ事務所の藤村耕造弁護士が担当者であったために、私が連絡役のようになっており、説明会と終了後の報告会、懇親会にずっと出席してきた。

3月下旬には、卒業祝賀会が行われる。5月に試験を控えて、卒業行事をどうするかは各法科大学院とも悩むところで、本学では当初はこの時期の祝賀会はなかったが、今は内輪でささやかに行うことにしている。

3月は異動の時期でもあるので、退職する教員の記念講義、送別会、慰労会などさまざまなイベントが行われる。

④ 入試関連業務

筆記試験及び既修者認定試験は研究者教員が担当するが、書類選考と面接は実務家教員と研究者教員がペアで担当することが多い。そして、一次試験（筆記）、二次試験（面接）それぞれについて選考会議をもつがこれにも実務家教員は全員参加する。

面接試験はなかなか楽しい。当初は朝から夕刻までかかっていた、やや負担感があったが、最近受験生が少ないため半日で終わってしまうので物足りない感じである。土曜か日曜がつ

ぶれるが、それもあまり苦にならないくらいである。

⑤ ロージャーナル編集委員会

神奈川大学には、法学会の発行する「神奈川法学」、法学研究所の発行する「研究年報」などがあり、当初法科大学院関係の論文や講演録などもこれらに掲載していたが、法科大学院としてのジャーナルを発行しようということになり、08年度から編集委員会が設けられた。編集委員会は、研究者教員、実務家教員、学生、卒業生から成り、私も委員となった。08年12月に創刊号の発行にこぎつけた。

これが神奈川ロージャーナル、すなわち本誌である。

ぎっしり論文が詰まったものではなく、読みやすい体裁、内容とすることをめざし、研究論文のほか、講演録、学生の記事、実務についての卒業生による記事など多彩な内容になっていると自負している。

⑥ 学内法律事務所検討委員会

実務教育と合格者の就職の場として学内に法律事務所を置く法科大学院は少なくない。本学でも、08年から学内法律事務所検討委員会を設けて各地の実情の調査と本学での可能性の検討を始めた。私もこの検討委員会の委員になっている。

08年の前半に、集中的に各地の法科大学院の学内事務所を見学した。まず、08年3月12日に獨協大学法科大学院の「地域と子ども法律事務所」を訪問。所長の柳弁護士は、本学主催のリーガルクリニックシンポ（後記⑪）の際にご発言いただき接点があったし、私自身はそれ以上に獨協の右崎教授、野村教授とは情報公開法の分野で以前からお付き合いがあった。

同月28日には岡山大学法科大学院内の岡山パブリック法律事務所支所を訪問した。ここは弁護士会の公設事務所の支所という形で設置しているのが特色であり、学内事務所のほか公設事務所の主たる事務所や、弁護士会も訪問してさまざまな方からお話を伺った。

5月15日には秋葉原の駅前のビルにある筑波アカデミア法律事務所を訪問し山口卓男弁護士から懇切にご説明をいただいた。

これらの調査に基づいて、学内事務所設立の要望書を繰返し提出しており、了承されれば設立に着手することになる。

⑦ 就職担当

合格者増により、年々修習生の就職が厳しくなりつつある。日弁連等も、各法科大学院で教員の中から就職担当者を決めて支援することを求めるようになり、10年度から私が就職担当になった。それ以前から個別の就職あっせんもしてきたが、年々厳しくなっていることを実感している。

この関係で、「法科大学院における就職活動支援に関する意見交換会」（09年8月28日 日弁連主催 日弁連にて）などに出席している。

ちなみに卒業生への法律事務所のアルバイトの斡旋も双方から希望があれば取り次ぐという範囲でしている。受験生のアルバイトはそれに時間をとられるというリスクもあるが、合格後の就職に生きる場合もある。

⑧ 認証評価等への対応

本学は08年度に大学基準協会の認証評価を受けた。これに向けて、07年8月には三浦市で教員の合宿を行った。教員間の会議は多いが合宿をするのは珍しく、印象に残っている。

08、09年度は運営委員であったので、08年10月の実地調査に立会い、またその後の文科省ヒアリングにも参加した。

認証評価では、心外なところもあるが、「不適合」との評価になり改善が迫られた。カリキュラムの見直し、教員の補充などの対応に関与することとなった⁵⁾。

⑨ 学生への対応

教員として、学生の学修はもとより生活面も含めた対応が必要である。

1つは、クラス担任の制度がある。学年定員50名の当時はこれを2クラスに分けてクラスごとに2名の教員を担任として、さまざまな相

談に乗ることとした。現在は1学年が少なくなっているので1クラスの場合もある。基本はオフィスアワーを設けて学生からの相談に応ずるものであるが、多数単位を落とした学生については個別面談して事情を聞いたり指導したりすることになる。

また、成績に対する照会、異議の手續があり、担当科目について照会や異議があればこれに対応することになる。成績照会は、不可としたものからはよく来るが、幸い異議の申立てをされたことはない。他の教員に対する異議申立てを審査する立場になったことはあるが、答案や採点基準確認、双方からの事情聴取などを短期間で済ませる必要があり、結構大変である。

授業については、科目ごとに最終日に学生からアンケートをとり、そこでの指摘には応答することが求められる。

弁護士であることから個人的なことがらの相談を受けることもある。

あとは、適宜飲食の機会を持ったりする。受験を控えた身であるから度を越さないようにするなどの配慮は必要だが、若い人たちとの交流はやはり楽しい。

⑩ 神奈川大学法曹会の設立

神奈川大学には、法曹のOB会があったが、あまり活動はなかったようである。06年にはじめて新司法試験の合格者が出て、その合格者たちから、改めて法曹会を作り、後進を継続的に支援できる体制を作ろうとの提起がされた。いろいろ議論はあったが、08年4月に無事設立に至った。私はこれについても教員側の受け皿としてかかわることになり、「教員枠」で神大法曹会の会員にもなった。

くしくも私と修習同期の三宮政俊弁護士が会長となり、何かと親しい本間豊弁護士が事務方を引き受けておられるので、私のかかわりも続くことになっている。神大の旧司法試験合格者との接点でもあり、神大卒業の法曹は人数は多くないとはいえ、各地で活躍し存在感の大きい人が多いことを実感している。毎年合格者の迎

え入れを兼ねて総会を行っているが、就職先のあっせんなどでも法曹会の役割にもっと期待したいところである。

⑪ 実務家教員の人事

本学の実務家教員は3年任期であり、再任が可能とされている。3期目に入った私は例外である。

1期目の教員のうち、鈴木繁次、永野両先生は更新しなかったので、2期目の07年度から新たに二人の実務家教員を得る必要があった。06年度から候補を絞り依頼することをはじめ、高橋、仁平両先生の了解を得たが、そこにいたる過程は容易ではなかった。3期目は10年度からであり、2期の教員のうち、高橋、間部両先生が更新せず、新たに鈴木義仁、澤田両先生に就任いただいた。両先生については結果的にはすんなりと決まったが、今後の教員人事は早めに準備を進める必要があろう。

本学では実務家教員の選任に当たっては、それまでの実務家教員の意見が反映される、というか後任を見つけなければ辞められないという感じがある。できるだけ地元横浜弁護士会からすぐれた人材の供給を受け、それにより横浜弁護士会の中で教員候補者を育てる気風もつくっていききたいところである。そのためには実務家教員が次期人事とさらには今後の教員養成にも目配りをする必要がある。

⑫ シンポジウムなど

法科大学院の関係した講演会やシンポジウムは多数行っているが、神奈川大学法科大学院自体が主催者となって行ったものとしては次のものがある（場所はいずれも神大）。

・06年3月11日「地域密着型リーガルクリニックを創る」

獨協の柳弁護士、早稲田の須網教授らをゲストに、過去一年間のリーガルクリニックの実績を踏まえてリーガルクリニックの在り方について議論した。私は進行役の一端を担った。また、法学研究所のニューズレター6号と法学セミナーに報告記事を書

いた⁶⁾。

- ・07年8月29日「新司法試験『漏えい』問題シンポ」

この時期に他の法科大学院で新司法試験問題の漏えい起きた。これについて経過を確認し考える場として小規模ながらシンポジウムを行った。学校としてこの問題をきちんと受け止めるという姿勢を示したことはよかったのではないか。

- ・07年10月10日「弁護士過疎解消と地域密着型法科大学院の役割」

宮古ひまわり基金法律事務所で所長をされていた田岡直博弁護士の講演とあわせてパネルディスカッションを行った。これは間部教授の尽力により実現した。他校の学生や入学予定者の参加もあり、2次会も大いに盛り上がった。

(3) 神奈川大学の業務

ここでは、法科大学院自体の業務以外に、より広く神奈川大学の教員としてやってきたことを紹介する。

① みなとみらい法律相談所の開設

これは法科大学院に密接にかかわることであるが、神奈川大学のみなとみらいエクステンションセンターに横浜弁護士会の夜間法律相談所を設け、そこでの相談をリーガルクリニックとして位置付けて法科大学院生が立ち会う、という内容の協定の締結に関与した。これは05年に折衝をはじめ、06年6月に神奈川大学と横浜弁護士会との間で締結に至る。当時弁護士会の法律相談センター運営委員会委員長であった篠崎百合子弁護士と親しかったことから、この過程に神大側でかかわった。

② 大学院委員会委員、奨学生選考委員

前述のように、08年に運営委員に就任することに伴って全学の役職であるこの二つに就任した。それぞれ基本的に毎月会議がある。大学院の他分野の方との接点は普段はほとんどないので貴重な経験ができた。学位認定はすべて大学院委員会に諮られるので、他の分野の博士論

文の内容などが説明され議決されることになる。理系の研究の報告などは全く理解不可能であったが、貴重な経験ではあった。

こうして運営委員だった時期は学内の会議の回数が4倍になった。いつも学校にいるわけではない実務家教員にとっては、学校に行く回数自体が増えることになる。1時間の会議だけのためにタクシーで行き来することも少なくなかった。

③ 法学研究所～地方自治センター・国際人権センター

神奈川大学には法律・政治系の研究調査をする組織として法学研究所がある。実務家教員もこれに所属するが運営にはあまりかかわらない。ただ、法学研究所は、法科大学院開校を機に、それまで行ってきた講演会などの活動だけでなく、「国際人権センター」と「地方自治センター」を設けて、法科大学院のリーガルクリニックとタイアップして実践的な活動を行おうとしている。

私と安達教授とで法科大学院の授業としての自治行政クリニックを担当しているが、それは地方自治センターの活動という側面もあるので、相談分野によっては、他の研究者の方に参加していただくこともある。地方自治体側から条例づくりなどについての相談もある。

条例作りについて相談を受けたあるケースでは、数回の相談ののち、06年12月に丸一日かけて安達教授、法学部の三浦教授とともに北関東にある現地を訪問した。印象深い経験であった。

05年10月には、法学研究所主催で2週連続で「障害者と人権連続シンポジウム」を行った。これは大学院法学研究科の橋本宏子教授が中心となって準備されたものであるが、私も進行をお手伝いしたり、弁護士会の関連委員会の人などに参加を呼び掛ける等の関与をした。

初期に入学した学生の中には、国際人権や自治体行政の分野の問題に関心をもって入学してきた者がいて、それらの者が新司法試験に合格

して実務につくようになったことは、今後これらのセンターの実践活動を広げる条件が整いつつあると感じさせる。ただ、最近入学する学生にはこれらの分野への関心が特に高い者は乏しいのが残念である。

④ 法学会

学部・大学院を通じて法学系教員から構成される団体として法学研究所とは別に神奈川大学法学会がある。法科大学院の実務家教員もこれらの会員になっているが、運営には関与していない。

法学会では毎年、忘年会又は新年会、時には暑気払いを行う。新任の教員がいるときには、4月1日に歓迎会を行う。毎年4月1日は横浜弁護士会の理事者披露会があるため、実務家教員はそちらに顔を出した後、歓迎会に向かうことになっている。また、逆に法学会の皆様には開始時間を遅らせることになってしまい恐縮である。

これらは普段接触の少ない法科大学院以外の法律系の研究者との交流の場であり、また、高級な料理が食べられるため、毎月天引きされる会費を回収する目的もあって、積極的に参加するようにしている。

⑤ 上海の国際学会への参加

珍しい経験として、09年10月16日から18日に上海の復旦大学において行われた「社会発展と法律改革に関する国際シンポジウム」に法科大学院からの出張として参加させていただき、「日本の医療訴訟と医療をめぐる法制度の動向」という報告をする機会を得た。これは法学部の郷田教授のおとりはからいで実現した。語学力の不足を改めて残念に思ったものの、現地では中国をはじめさまざまな国の弁護士や研究者と知り合うことができた。また、出張のためのもろもろの厄介な手続きをしたことも貴重な経験となった。

⑥ その他

ほかにも大学からいろいろな依頼を受ける事がある。思い出せるものを紹介する。有償のも

のも、無償のものもあったがどれがどっちだったかはもう覚えていない。

- ・04年11月、神奈川大学と韓国の慶南大学の共催で、神大において、「司法制度改革に関する国際比較」と題するシンポジウムを行った。中国の北京行政学院からもご参加いただき、3つの国の司法改革について検討された。これには参加したのみである。
- ・04年と05年は、夏休みの企画で地元の小学生が大学訪問の一環として法科大学院に来た際、法廷教室で裁判などの説明をした。
- ・06年10月、神大の市民向け講座「くらしの中の法律相談」で、個人情報保護法について講演した。
- ・07年と08年は、神大が6月に行われる新司法試験適性試験の会場になったために、試験監督をした。適性試験の問題をじっくり見ることができた。
- ・08年9月、台湾弁護士連合会からの訪問団（18名）が本学法科大学院を訪れることが急遽決まった。横浜弁護士会の国際交流委員会と連絡を取り、弁護士会から昼食会への参加をお願いした。弁護士会へのつなぎの一例である。
- ・09年10月、神大アジア問題研究所の「Asian Focus」創刊号に「アジア地域の連携 法制度と情報公開法の例から」を寄稿した。

3 実務家教員としてやってきたこと（弁護士会等学外関係）

(1) 横浜弁護士会・法科大学院支援委員会関係

横浜弁護士会は、02年2月に法科大学院支援決議を採択し、またそれに先立つ01年4月から法科大学院検討特別委員会を設置して県内の法科大学院の立ち上げに協力してきた。法科大学院がスタートする04年4月からは、法科大学院検討特別委員会は法科大学院支援委員会

に新装開店して活動している。県内法科大学院の実務家教員は原則としてこの委員会の委員になるので私も委員としてかかわってきた。これに関連する活動を紹介する。

なお、横浜弁護士会と組織的な連携をとっている法科大学院は、横浜国立大学、神奈川大学、関東学院大学の3校であるが、これに県内にキャンパスをもち人的なかかわりのある桐蔭横浜を含めて「4校」という。

① 委員会への参加

法科大学院支援委員会も月1回会合を持つ。そこでは下記②から⑤に述べるような事柄を検討するほか、県内4校ないし委員が属している法科大学院の様子を報告し、情報交換をすることになっている。私はほとんど欠かさず出席している関係上、毎回神大の報告を担当することとなっている。他校からの報告も大変興味深い。

② 教員バックアップチーム

委員会の当初からの取組みとして、専任教員に若手会員3名ほどをつけてバックアップチームを構成することをしている。実際にこれを利用するかは教員側の判断によるし、当初は必要性が高かったがひととおり授業の準備ができるとそうでもなくなり、最近ではバックアップチームが動いている例は少ないようである。しかし私はこれを積極的に利用させていただいた。

当初の04年は、竹森裕子、高藤杏花、笈川康則の3弁護士で、演習の設問作り等にご協力いただいた。笈川弁護士は神大の学部出身で、その後本学法科大学院の専属アカデミックアドバイザー(AA)として大きな役割を果たす。05年は、竹森裕子、小沢弘子、三木恵美子の3弁護士で、三木には講演などで協力いただき、竹森、小沢にAAとなった笈川も加わっていた。この時期はバックアップの会合に研究者教員もご参加いただき、意見交換をしつつすすめた。その後しばらく休眠状態になったが、09年からは再びチームを編成することとし、杉本朗、三橋潔、それに本学卒業生の新開崇弘の3

弁護士をお願いした。そして法曹倫理の内容を見直して事例を作成してもらったり、民事法演習についても新しい事例作りをしていただくなど働いていただいた。

また、チームのメンバーには、いろいろな形で学校にきて授業に参加していただいた。バックアップチームに加わっていただいた皆様には本当に感謝している。

③ 4校交流会

05年以降、横浜弁護士会が主催して県内の4法科大学院の学生と弁護士、さらには裁判官、検察官を含めての交流の会合を12月あるいは2月ころに行ってきた。また、あわせて学生主催の二次会を引き続き行うこととしていた。第1回のおきの二次会の幹事校を神大が担当することとなったため、私は弁護士会との連絡役として学生と連絡を取り合いながら実現にこぎつけた。

ただ、年数を経てやや大がかりになりすぎ、長時間にわたることなどから、11年は、後半の学生主催の交流会のみとし、そこに弁護士らも積極的に参加することとした。

なお、06年から10年までは、4校交流会の日、直前の時間に、4校の実務家教員の交流会をもち、実務教育のあり方、実務家教員の待遇、研究者教員との共同授業のあり方などについて意見交換をした。これは例年私が幹事役をしてきた。

④ 各校と弁護士会の協議会

実務家教員の交代時期には、次期教員選任についての調整も兼ねて、弁護士会と法科大学院との協議会を実施している。弁護士会側からは法科大学院支援委員会の担当委員と、会長、担当副会長が参加する。この協議会には法科大学院側の一員として出席してきた。

07年度からの教員交代に向けて06年度には3回、10年度からの交代に向けて09年度には1回、この協議会が持たれている。

⑤ 単位互換制導入についての打合せ

10年度当初から、弁護士会を軸に県内の法

科大学院で単位の互換ができないかの協議を行った。これに丸山委員長と共に神大側の担当として関与した。神大は手続面等慎重に対応することとしたため、当面、11年度から横浜国立大学法科大学院と関東学院法科大学院で各1科目について実施することとなった。

(2) 横浜弁護士会関係のその他の活動

① 人権擁護委員会との交流

本学法科大学院の特色として外国人の人権についての取組みがある。そこで、横浜弁護士会人権擁護委員会との連携を早い時期から試みていた。外国人の人権リーガルクリニックの担当弁護士の派遣を人権擁護委員会外国人の人権部に依頼したり、04年12月には当時の人権擁護委員会委員長の福田護弁護士に神大で講演いただいたり、逆に阿部教授が弁護士会人権擁護委員会に出席するなど交流をおこなった。私も若干つなぎ役を果たした。

② 弁護士フェスタにおける公開授業

「弁護士フェスタ in Kanagawa」とは横浜弁護士会が毎年行っている市民向けイベントで、無料法律相談会や法廷劇、各種シンポジウムなどが行われる。04年の弁護士フェスタで、法科大学院支援委員会も何かやらないかと声をかけられ、模擬授業をやるかということになった。しかし当日は土曜日で私は授業があるのでできないと断ったところ、それならいっそ授業そのものを弁護士会で公開でやってはどうかということになった。そこで私が担当している医事法の授業（テーマは「説明義務に関する最近の判例の検討」）を公開で行った。学生たちは良くがんばってくれた。

ちなみに、このとき参加した本学の学生がフェスタの打ち上げ会に参加して、当時弁護士会会長であった高橋理一郎弁護士をたきつけて、前記の4校交流会の実現に至ったという経緯がある。

その後も弁護士フェスタと本学の関わりは続き、メイン企画の劇には毎年直近の合格者が出演することが伝統になっている。

③ 水原地方弁護士会（現・京畿中央地方弁護士会）と横浜弁護士会のシンポジウムでの報告

横浜弁護士会は、韓国の京畿中央地方弁護士会と毎年訪問し合って交流しているが、05年11月には、横浜弁護士会にて、両会による「日本と韓国の法曹養成制度」をテーマとするシンポジウムを行った。そこで私は、「横浜弁護士会の法科大学院に対する支援」をテーマに報告を行った。

④ 選択型実務修習との連携⁷⁾

私が弁護士会の選択型実務修習プログラムの1つである「医療問題の実務」の責任者となったことから、次のような試みをした。

08年は、修習生による尋問の再現を本学の法廷教室を使って行った。法科大学院の学生が傍聴した。

10年は、選択修習の時期にちょうど私の医事法の授業の実務的な手続きを解説する回が数回当たっていたので修習生に参加してもらった。

これらは、修習生、学生双方にとって刺激になったようである。

⑤ その他

横浜弁護士会として法科大学院を支援する活動としては他に、04年7月に法科大学院の教職についての教員を激励するための会を開いていただいた。

また、横浜弁護士会新聞で法科大学院の実情を知らせるための連載「法科大学院だより」が2回にわたって企画された。神大については1回目は私が書き、2回目は阿部教授への原稿依頼を担当した。

(3) 日弁連

① 法科大学院センター

日弁連には、法科大学院に関する諸問題を取扱う場として、法科大学院センターがある。私は、後記の予備試験ワーキンググループの委員となったことから、08年より、幹事（弁護士会推薦の正委員ではない委員）としてセンターの一員となった。しかし、十分に活動に参加す

ることはできずにいる。それでもたまに出席する会議や、メーリングリスト上のやり取りから、法科大学院に関する最先端の論客の視点に接し、大いに刺激を受けている。

② 集会等への参加

日弁連や日弁連法務研究財団主催でさまざまな集会等が開催されている。次のようなものに参加した。

- ・04年9月11日 法務研究財団主催のシンポ 中央大学駿河台記念館にて
- ・06年10月28日 新司法試験シンポ 日弁連主催 クレオにて⁸⁾(毎年行うこのシンポでは、試験問題の傾向の分析などがされるが、多様な合格者の体験談を聞けるのがうれしい)
- ・08年3月22日 実務家教員交流会～あるべき実務教育をめざして 日弁連主催 クレオにて(民事刑事の実務教育のほか、コアカリキュラムについて論議)
- ・08年7月12日 関弁連教員交流会 関弁連主催 横浜弁護士会にて(関弁連のシンポジウムに先立って、地域の法科大学院の役割等について意見交換をした。シンポジウム、交流会とも間部弁護士の尽力により実現した。)
- ・08年11月1日 新司法試験シンポ 日弁連主催 全国町村会館にて(この年は新司法試験とコアカリキュラムとの関連を取り上げた)
- ・09年11月14日 新司法試験シンポ 日弁連主催 日弁連にて(問題の傾向を詳しく分析)
- ・10年11月13日 新司法試験シンポ 日弁連主催 主婦会館にて(短答式試験の検討を行う)
- ・11年2月26日 実務家教員交流集会 日弁連主催 主婦会館にて(法曹倫理教育など。この集会については、分科会の担当者として準備段階から関与した。)

③ 第22回司法シンポジウム実行委員

07年6月22日福岡で行われた日弁連の第22回司法シンポジウムは、「いま市民のための弁護士をめざして」というタイトルで弁護士の過疎・偏在問題とともに専門性・弁護士倫理の問題を取り上げた。私は後者を担当する実行委員となり、法科大学院における倫理性、公益性、専門性に関する教育についての分析・検討を担当するチームに属した。報告書の一部の執筆と、当日の基調報告をした。法曹倫理教育について認識を深め、自分のやってきた授業を見直す機会になった。

(4) 他校との交流

ここでは、他校のシンポジウム等へ招聘されコメンテーターとして関与したものをあげる。

- ・06年9月8日から9日 「グローバル化する臨床法学教育」早稲田大学法科大学院主催 早稲田大学法科大学院にて(クリニックにおける事件受任のセッションにコメンテーターとして参加)
- ・07年2月10日 「日本におけるリーガルクリニックの成果と課題」大宮法科大学院主催 日弁連にて(情報公開クリニックのセッションにコメンテーターとして参加)

(5) 学会等

① 臨床法教育学会

08年4月に設立総会(国学院大学にて)を行い発足した。設立時から会員となった。この年と翌09年及び11年の総会には参加した。

② 法曹倫理

法曹倫理については、当初日弁連主催の意見交換会がもたれた。04年2月と6月の会合に参加している。

なお、10年3月に日弁連弁護士倫理委員会が主催した、弁護士職務基本規程についての「法科大学院教員との意見交流会」に出席した。

③ 医事法

医事法についても初期に担当教員の自主的な交流会が持たれた。05年には、3月、6月、12月に明治大学で開催され参加した。また、この交流会参加者により、テキスト作りをすること

になり、「実務医事法講義」(民事法研究会)が2005年に出版された。私は医療分野のプライバシーの権利について執筆した。

(6) 予備試験ワーキンググループ

08年に法務省の司法試験予備試験ワーキンググループの委員となり、予備試験の内容についての議論に加わるようになった(担当は一般教養科目)。同年7月から11月に集中して会議が入り、その会議ごとに日弁連のバックアップ会議もあり、時間をとられたが、国の機関の委員になるのははじめてであったし、予備試験についても大変考えさせられた。

4 「実務家教員のあり方」論に向けて

実務家教員となってからやってきたことをできる限り網羅的に整理してみたが、書き落としていることもあるだろうし、逆に過大に受け取られる書き方になっている点もあるかもしれない。

冒頭に述べたように、本稿で実務家教員のあり方について具体的な提案をすることはかなわないが、取りまとめ作業をしながら感じたことを何点か述べて締めくくりとしたい。

(1) 教員に徹すること

実務家教員が本業である実務家としての仕事と教員としての仕事をどれくらいの比率で配分すべきかは学校側の方針もありいちがいにはいえない。しかし、私自身は思い切って弁護士業務を制限して教員業務中心にしたことで多くの貴重な経験ができたと思う。実務家が積極的に法科大学院の運営自体にもかかわってこそ法科大学院制度に期待される役割が果たせるのではないか。授業を任せられるだけでは非常勤講師の延長に過ぎず、運営に関与してこそその「教員」であろう。

長年教員に徹してしまうと、実務感覚がなくなるのではないかと危惧も生ずる。しかし私のように、極端に事件を減らしたつもりでも、なお、訴訟事件でいえば3、4件程度(他に弁護士団の一員として関与しているものが同数程度)、交渉事件が10件弱は常にあり、「事件が

減った」とはいえ「実務から離れた」という実感はあまりない。法科大学院によっては、任期を定めない実務家教員を置いているところもあり、優れた実務家教員を確保するにはそのほうが望ましいだろう⁹⁾。

(2) 研究者教員との交流

研究者教員と共同で行う授業も多く、そこで最近の学説を知ったり、わかっているつもり判例の意義を再認識したりと学ぶことが多かった。また授業以外の研究者との交流から学ぶことも多く、学外に及ぶ人脈の拡大にもつながった。

(3) 弁護士・弁護士会との交流

これはいろいろなレベルで考えられる。ひとつは、弁護士会の活動たとえば司法過疎解消への取り組みと地域密着型法曹養成を目指す本学の理念との接点を模索する試みである。これは具体的には前述の07年の「弁護士過疎解消と地域密着型法科大学院の役割」のシンポジウムなどであり、こうした取り組みについては6年にわたり本学実務家教員をされていた間部弁護士が大きな力を発揮された。

私が心がけるようにしているのは、より日常的に「あらゆる場面での」「多様な」(学生と弁護士・弁護士会、研究者と弁護士・弁護士会)交流である。実践例はすでにいろいろ述べたし、ほかにも授業の一環やリーガルクリニックの企画として実務家の講演をお願いしたことは数十回にのぼる。要はパターン化せず、さまざまな形で、すなわち、実務家を学校に招き、話をしてもらったり、傍聴してもらったり、ついでに学生との昼食会を持ったり、逆に弁護士会や弁護士団の会合に学生が参加するなどの多彩な機会を設けることをしてきた。

(4) 学生・卒業生との交流

教員の業務からははずれるかもしれないが、合格して実務についての卒業生とともに事件に取り組んだり、弁護士団や弁護士会の活動を共にすることができるのも実務家教員の喜びである。法科大学院の中では偉そうなことを言ってきた

ものの、教え子たちは、10年後、20年後には、私をはるかに超えて活躍されるものと思う。それを見ることが「教員」としてかかわったことの最大の報酬であろう。

いろいろ述べてきたが、これまで法学科大学で楽しく仕事をする事ができたのは、同僚の研究者教員、実務家教員の皆様のご薫陶とご寛容があったことであると、書き進めながら改めて実感した（学生諸氏の忍耐も加えるべきかもしれない）。最後にこれらの人々に心から感謝申しあげたい。

追記

法科大学院との深いかかわりを述べてきたが、実は私は本年10月から内閣府情報公開・個人情報保護審査会の常勤委員に就任することとなり、実務家教員を退任せざるを得なくなった。

関係各位には感謝以上にお詫びを申し上げますなければならない。教員の経験を新しい職場でもさまざまな面でいかして行きたいと考えている。

注

- 1) 専門職大学院設置基準5条1項の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項（文科省告示53号）。なお本稿では用語についての正確な定義や根拠は省略する。
- 2) 他の法科大学院では展開・先端科目を非常勤講師の弁護士が担当することが多いようだが、本学の場合、そのような科目はごく希である。それはもともと実務家教員になる者が「専門分野」を持っているためでもある。私自身についていえば、

展開・先端科目である医事法、情報公開法制の授業がなければ負担は減るが、これらの授業なしでは教員になった甲斐がないという気持ちである。

- 3) 私の担当する授業については、私自身が書いたものとしては、法曹倫理の授業について実情を紹介し問題点を論じたものとして「法科大学院における法曹倫理教育」神奈川法学40巻1号（07年）、医事法の授業を紹介したものとして「判例学習5つの処方箋 Ⅲ法的議論・展開術 判例学習に活かす実務の想像力」法学セミナー51巻2号（06年）、情報公開法制の授業をもとにまとめたものとして「情報公開を巡る国家賠償事件のケース検討」神奈川法学41巻1号（08年）、「情報公開訴訟におけるインカメラ審理の可否に関する決定」神奈川ロージャーナル第2号（09年）がある。リーガルクリニックについては、安達教授による「自治行政（地方自治）リーガルクリニック活動報告」神奈川ロージャーナル1号（08年）がある。
- 4) 登記実習は、本学独特の実務科目であり、司法書士による講義と事務所での実習により、登記実務の側面から実体法の趣旨を理解することを目的としている。
- 5) 念のため申し添えると、その後の改善が認められ、11年3月には適合の評価を得ている。
- 6) 「地域密着型リーガルクリニックを創る—神奈川大学法科大学院の取り組み—」法学セミナー52巻5号（07年）
- 7) 選択型実務修習は、新司法修習制度の下で始まったもので、8ヶ月の実務修習（民裁、刑裁、検察、弁護を各2ヶ月）を終えた後、2ヶ月間、様々な分野別のプログラムから選択して修習するものである。
- 8) クレオは日弁連のある東京の弁護士会館の2階にあるホールであるが、日弁連自体の施設ではない。人数が多い場合はクレオを使用することが多いので、会場がクレオか、日弁連（会議室）かにより集会の規模が推測できる。
- 9) その意味では、全ての実務家教員について3年・原則再任までという任期制を設ける本学のやり方は見直す余地があるように思われる。ただし、それには適切な人材が得られることなどいろいろな前提条件が必要になるので、直ちに変わるべきとはいわず、問題提起にとどめる。